

利用対象者



- おおむね 65 歳以上の高齢者のみからなる世帯の人で、健康上注意が必要な人（ひとり暮らしを含む）
- 緊急事態を自力で回避することができないと認められる人で、次のいずれかの人
 - 重度の身体障害がある人のみからなる世帯の人（ひとり暮らしを含む）
 - 重度の身体障害がある人で、かつ高齢者又は身体障害がある人のみからなる世帯の人※ 重度の身体障害がある人とは、障害程度 1・2 級の人

その他利用に必要な事項

→ 協力員の登録

利用にあたり、概ね 25 分以内に利用者宅へ到着できる方を協力員（原則 1 名以上）として登録していただきます。
※協力員の確保が困難な場合は、ご相談ください。



→ 固定電話回線の使用

利用には、固定の電話回線が必要となります。
停電時等に使用できない場合がある光回線等（NTT のアナログ回線以外）を使用する場合は、事前にご了承の上ご利用いただくこととなります。
※一部、利用できない回線があるためお問合せください。

利用料について

利用者区分



生計中心者が市民税非課税の世帯
生活保護受給者等



月額利用料



無 料

上記以外の人



1,705 円（税込）
銀行口座から引き落とし

- 利用に際し、別途ご利用者負担となるもの
機器点検時の通話料（2 日に 1 回、1 回 10 円程度）
緊急通報時の通話料

北九州市

あんしん 通報 システム

4つのあんしんポイント

① 緊急事態の早期発見・早期通報

自動で通報

火災の発生を
感知すると自動で通報



ボタンひとつで通報

ボタンを押すだけで
緊急事態を通報



② 事前登録で迅速な対応

事前登録により、通報時に会話ができなくても消防隊・救急隊や民間警備員が利用者宅に出動



③ 鍵の預かりサービス

警備員の駆け付け時、事前に預かった鍵を使用して迅速な対応（サービスの利用は任意）



④ 普段の相談体制

24 時間 365 日いつでも医療・福祉の専門スタッフに健康相談が可能（無料）



システムの構成 SYSTEM

① 利用者宅で使用する機器 [各1台ずつ]



通報装置本体

普段、主に生活している居室の壁又は柱等に設置



煙センサー

寝室の天井に設置



熱センサー

台所の天井に設置



ペンダント型送信機

通報装置本体から離れた場所でも通報できる携帯型の通報ボタン (宅内に限る)



利用までの流れ FLOW



ステップ 1 申込み

区役所等で申込み



世帯の状況や病気・障害の状況などをお尋ねし、サービスのご利用の可否を決定します。一部地域 (離島・山間部) においては、サービス内容に一部制限があります。

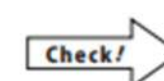


申込み場所

区役所 (高齢者・障害者相談係) 又は地域包括支援センター
詳しくは、別紙のお問い合わせ先をご確認ください。

ステップ 2 利用の決定

通知書を郵送で申込者へ



決定後、市の委託事業者と契約していただきます。
(委託事業者から案内あり)

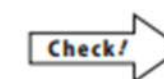
ステップ 3 設置工事の事前連絡等

委託事業者から電話・日程調整



ステップ 4 設置工事

委託事業者による設置工事・利用の説明等



- 借家の場合、**ステップ 1** で事前の承諾が必要
- 鍵の預け (任意) を行う。**ステップ 1** で申込みが必要
(※鍵はご利用者負担で準備をお願いします)



ステップ 5 利用開始

Example

実際に役に立った事例

鍋をコンロで加熱したまま、火を消さずに外出。鍋からの煙に反応した火災センサーにより自動で通報され、現場に駆け付けた消防隊がコンロの火を消したことで火災に至りませんでした。

